

「交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会において実施することとされた先行トライアルの実施に当たっての過疎地域における自家用自動車の有償運送の許可に係る取扱いについて」の制定に関する
意見募集の結果について

令和7年9月8日
国土交通省物流・自動車局

国土交通省では、令和7年7月30日(水)から令和7年8月29日(金)まで、「交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会で議論された先行トライアル実施に当たっての法人タクシー事業の許可に係る取扱いについて」の制定に関する意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して、3件の御意見が寄せられました。お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方を以下のとおり取りまとめましたので公表いたします。本件と直接の関係がないため掲載しなかったご意見等についても、今後の参考にさせていただきます。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No	御意見	御意見に対する国土交通省の考え方
1	乗車定員 11 人以上の自家用車による有償運送を認めることにより、通常のバスが過疎地から撤退してしまうおそれがある。	過疎地域における一般乗合旅客自動車運送事業(区域運行)は、地域住民、地方公共団体、バス・タクシー事業者、事業者団体、運転者団体等の地域の関係者において協議を行い、協議を整えた上で実施されるものです。
2	反対です。 現在の運転代行もキッチリした法がなく、ドライバーの飲酒の有無、労働時間等が完全無視されています。 過疎地域における交通事情は深刻ではあるが、それによる事故、事件に対する責任の所在をハッキリさせないと問題になります。 まずは厳格なルール作成をするべきです。	バス事業者は、道路運送法関係法令に基づき、一般乗合自動車運送事業として、適切な運行管理・労務管理等を行うこととされており、当該バス事業者の管理の下で行う過疎地域における自家用自動車の有償運送を実施する場合においても、輸送の安全上支障のないよう、適切に行えると考えています。